

③専門人材における伴走支援 編

No.	大項目	中項目	小項目	質問	回答
1	事業全体	③専門人材の伴走支援	補助対象の要件	補助対象事業者以外に派遣される人材についても、申請可能か。	不可である。補助対象事業者における業務に従事する場合に限る。
2	事業全体	③専門人材の伴走支援	補助対象の要件	専門人材を見つけれない場合は、どのように対応すればよいか。	補助対象事業者が自ら専門人材で見つけれない場合は、計画申請前に事務局に個別に相談してほしい。ただし、事務局による人材紹介は、専門人材の候補者による本事業への参画を保証するものではない。なお、専門人材による補助対象事業者への支援については、補助対象事業者が専門人材から同意を得る必要がある。（【様式2】専門人材の同意書を利用してほしい。）
3	事業全体	③専門人材の伴走支援	補助対象の要件	本事業を活用して複数の専門人材を派遣することは可能か。	可能である。ただし、複数名の場合も補助額は合計800万円である。
4	事業全体	③専門人材の伴走支援	応募条件	補助対象事業者と専門人材との間で、直接雇用関係を結んで事業を実施することは可能か。	不可である。本事業では雇用関係は結ばず、人材の派遣という形式で専門人材による伴走支援を実施する必要がある。なお、具体的な態様について疑義が生じる場合は、事務局に個別に相談してほしい。
5	事業全体	③専門人材の伴走支援	補助対象の要件	専門人材は常駐でないと補助対象にならないのか。例えば、補助対象事業者の事務所等で、補助対象事業に従事することが月に1回程度でも対象となるか。	補助対象事業者の事務所等への訪問頻度について、月何回以上というように一律に定めることはしていない。本事業の目的に照らして個別具体的に判断する。
6	事業全体	③専門人材の伴走支援	補助対象の要件	テレワーク等により移動を伴わずに、専門人材が補助対象事業の業務に従事する場合でも補助対象となるか。	テレワーク等による移動を伴わない場合についても補助対象になり得るが、申請者において適切な稼働管理を行っていただくことを前提とし、本事業の目的に照らして個別具体的に判断する。
7	事業全体	③専門人材の伴走支援	対象費用	必ず交付申請の際に申請した移動経路を利用しなければならないのか。	申請時の移動経路を利用することを原則とするが、経済的・合理的な理由があり、軽微な変更であれば、異なる経路を利用する際に要した経費についても補助対象として認め得るため、事務局に個別に相談してほしい。
8	事業全体	③専門人材の伴走支援	対象費用	補助対象事業の業務に従事する日の前後に宿泊をする場合、その宿泊費は補助対象となるか。	当日中の移動では業務の開始に間に合わない等の理由がある場合に限り、補助対象となる。（業務開始時間に間に合う公共交通機関が存在する場合には補助対象外とする）。ただし、申請時の移動経路と異なる経路を利用することに起因して必要が生じる宿泊の費用については、補助対象外である。
9	事業全体	③専門人材の伴走支援	対象費用	交通費で定期券や回数券を購入してもいいのか。	定期券・回数券は補助対象である。ただし、現地訪問頻度が少ない（月に数回程度）等により、定期券購入と比較して、都度払いの方が明らかに経済的かつ合理的である場合は補助の対象外である。
10	事業全体	③専門人材の伴走支援	対象費用	交通費や宿泊費の補助額について基準はあるか。	交通費については原則として公共交通機関の利用に係る経費に限る。宿泊費については、国家公務員等の旅費に関する法律に定める額が上限である。なお、経費の算出について疑義が生じる場合は、事務局に個別に相談してほしい。

③専門人材における伴走支援 編

No.	大項目	中項目	小項目	質問	回答
11	事業全体	③専門人材の伴走支援	対象費用	タクシーやマイカーでの移動にかかる費用は補助対象となるか。	原則、補助対象外である。ただし、航空便の遅延・欠航等により経路変更の必要が生じ、且つ公共交通機関を用いた代替の移動が不可能である等のやむを得ない理由が生じた場合には、事務局に個別に相談してほしい。
12	事業全体	③専門人材の伴走支援	対象費用	交通と宿泊がセットになったようなバック料金の利用は補助対象となるか。	経済的・合理的な理由によるものであれば対象である。
13	事業全体	③専門人材の伴走支援	精算時の上限額等	交付決定額の範囲内であれば、人件費・交通費・宿泊費の内訳については精算時において問われることは無いか。	交付決定額の内訳となる、人件費・交通費・宿泊費の各費用の金額が上限である。
14	事業全体	③専門人材の伴走支援	対象費用	専門人材の源泉徴収額は補助対象となるか。	補助事業者は、派遣した専門家に対して支払いをする際に、源泉徴収の必要有無を確認し適切な支払い対応が必要です。 補助事業者において源泉徴収を行う場合、源泉徴収額を含めて補助対象経費として申請することが可能（源泉徴収前の金額を補助対象経費として申請が可能）です。
15	事業全体	③専門人材の伴走支援	対象費用	補助事業に係る経費において、消費税は補助対象となるか。	補助事業者が課税事業者の場合は、消費税は補助対象外となる。
16	事業全体	③専門人材の伴走支援	対象費用	専門人材の時間単価の上限はいくらであるか。	専門人材の時間単価は、11,500円/時間（税込）が上限である。
17	事業全体	③専門人材の伴走支援	対象費用	専門人材の前年の収入実績による時間単価の算定が難しい場合は、どのように時間単価を設定すればよいか。	前年の収入実績を原則としている中で、前年の収入の確認に係る資料の提出及び時間単価の算定が困難である場合は、 謝金の標準支払基準【別表 2】（※）に記載の時間単価を参照の上、適切な時間単価を設定することが可能。 ただし、設定した時間単価以上の単価であることを証明する資料の提出は必要となる。 ※「謝金の標準支払基準」参照先 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4722ea5e-a3da-4874-8ca1-93eb8f82545b/75c902b7/20250401_resources_resources_honorarium_guideline_02.pdf